

第1回 「転落事故」

安心安全な医療・看護を提供するために、看護職一人ひとりが知っておくべき「業務と法律のかかわり」について、看護協会の顧問弁護士の方からのお話を、今号よりシリーズでお伝えしていきます。

第1回目は、「転落事故」について具体的事例を通して考えてみましょう。

看護業務と法律「転落事故」

弁護士 山下洋一郎
弁護士 山口 祐輔

1. はじめに

「看護ちば」101号から、看護業務と法律とのかかわりについて、裁判例をもとに連載で解説してみたいと思います。最初にベッドからの転落事故で、1審（地方裁判所）は看護師に責任なしと判断したのに、2審（高等裁判所）で責任ありと逆転した事案を取り上げます。

2. 事案

Aさん（54歳の男性）が自宅で痙攣発作を起こし昏睡状態に陥り社会福祉法人が運営する病院のICUに救急入院します。後にAさんは脳梗塞を発症したことによる症候性てんかん発作と診断されます。

翌日の午後4時ごろ、Aさんはベッドの柵を乗り越えて両手でつかまってぶら下がり、看護師が声をかけたが力尽きて床に落ち尻餅をついて横に倒れ左側頭部を打撲したので（第1事故）、看護師はベッド右側を壁に寄せ、空きベッド1台を持ち込んで上のベッドの左側に並べ、Aさんを壁側に寝かせました。ベッド左右の柵は立て、頭側と足側の板・柵も立てられていました。

ところが、その翌日の午前1時ごろ、Aさんはベッドの足側に転落し（第2事故）、これにより頸髄損傷の傷害を負いました。

当時のICUの患者は8名で看護師は4名、第2事故の前に、重症肺炎の患者（1歳）のレスピレーターアラームが鳴ったので、Aさん受け持ちの看護師2名は痰の吸引やおむつ交換、体位交換の処置にあたったところ、その1～2分後に「ドスン」という音がして、Aさんは転落したようです。

病院は、Aさんが医療費等約470万円を支払わないのでその支払いを求めて裁判を起こし、他方、Aさん側は、転落事故により約1億1,000万円の損害を受けたとして裁判を起こしました。

3. 地裁の判断

1審の裁判所は、看護師には過失はなかったと判断してAさん側の請求は斥け、医療費等の一部について支払えとの判決を言い渡しました（岡山地方裁判所 平成21年9月29日判決）。

4. 高裁の判断

ところが、2審の裁判所は、看護師に過失があるという判断をし、Aさん側が支払うべき医療費等と相殺後の賠償金約4,400万円を病院が支払うべきだという判決を言い渡しました（広島高等裁判所岡山支部 平成22年12月9日判決）。

5. 要点

高裁が責任ありとした理由は、①Aさんの不穏状態からして、転落を防ぐためには抑制帯で拘束するのもやむを得ない状況であったのに抑制帯を使用しなかった点、②他の患者（1歳の患者）の処置をしなければならないのであれば、その他の患者を受け持っている看護師に一時Aさんの監視をお願いすべきであったのにこれをしなかった点、また、他の患者（1歳の患者）の処置が終わったら直ぐにAさんの監視に戻るべきであったのに戻らなかった点にあります。

その他のAさん側が言った、●高さの低いベッドに変えるべきであった、●ベッドの高さを低くするべきであった、●ベッドかAさんに鈴を付けるべきであった、●アラームで目覚めないように睡眠薬を服用させるべきであった、●緊急事態に備えて看護師を1名増員すべきであった、●衝撃緩衝マットを敷くべきであった、●足側にも補助ベッドを置いて転落を防ぐべきであった等の主張は1審も2審もそのような義務はないと判断しています。

6. まとめ

1回目がベッド横からの転落だったので、看護師は空きベッドまで持ち込んで横からの転落防止策をとりました。ところが、2回目はベッド足側から転落したのです。

高裁は、ベッドの足側からも転落することが予測できた、だから、それを防止するためにはAさんの状況から抑制帯を用いるべきだったと言うのです。地裁は、一度抑制帯を用いたときにAさんが不穏な状態になったこと、その後Aさんがセレネースの投与で落ち着いたので、不穏状態を招きかねない抑制帯を用いるまでの必要はなかった、と言っています。

難しいですね。抑制帯に対する考え方の違いもあるのでしょうか。高裁の判断は厳しすぎるような気もしますが、ICUであること、1回目の転落があったこと、Aさんが立ち上がろうとしたりしていたこと等を考慮しますと、事故防止のために抑制帯を用いるべきだったということになりましょうか。それと、看護師が他の看護師に監視を頼み、処置が終わったら直ぐにAさんのベッドに戻っていたら、あるいは高裁の判断も違うものになったかも知れないという気もします。

松本・山下綜合法律事務所

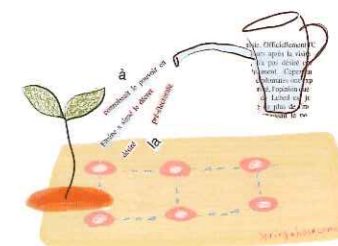
私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。



弁護士 山下洋一郎



弁護士 山口 祐輔



千葉市中央区中央三丁目3番8号
日本生命千葉中央ビル7階
電話 043-225-5242